

廃炉作業を安全・着実に進めるための当社の取り組みについて

2016年9月20日
東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社
福島第一廃炉推進カンパニー

1. 福島県・関係市町村に対する通報連絡について

(1) 確実な通報連絡の実施に向けて

当社は福島原子力事故以前より、福島県ならびに立地4町（双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）と安全協定を、また広野町および浪江町とは通報連絡に関する協定を締結し、それらに基づき通報連絡を行ってまいりました。福島原子力事故後は、福島第一原子力発電所（以下、福島第一）の状況などについて原子力災害対策特別措置法（以下、原災法）に基づく通報連絡（25条報告）を実施しております。また、立地町周辺自治体の皆さまとも通報連絡に関する協定を締結し、これを引き継いで、本年9月1日には「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書（以下、廃炉等に係る協定）」を締結しました。これらの法令や協定に基づき、日々発電所で行っている福島事故後の収束作業やその過程で発生した設備トラブル、人身災害等について福島県・関係自治体へ通報連絡を行っております。

実際の通報連絡は、協定内容等をふまえて、福島第一で想定される設備トラブルや事故等に対する通報や公表方法の考え方を整理した『福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法（以下、通報基準、添付資料－1、平成25年9月17日施行、適宜改訂）』でお伝えする内容を明確にし、これに基づいて実施しております。

この通報基準は、福島県および協定締結自治体の皆さまと検討を重ねた上で策定したもので、内容は報道機関の方々とも共有しており、これまでもこの内容に基づいて福島第一の状況を迅速にお伝えできるよう努めてまいりました。なお、この基準は、福島第一廃炉作業の進捗や皆さまからいただいたご意見などをふまえて適宜改訂しながら運用してきたものです。

また、福島県主催の通報連絡担当者会議（福島県、各市町村の通報連絡担当者と当社で実施）においても、通報連絡の実績やその際にいただいた各自治体の皆さまのご意見も反映しながら、より確実に事実をお伝えできるよう努めてまいりました。今後も福島第一で発生した事実を迅速かつ正確にお伝えできるよう、皆さまからのご意見を反映しながら継続的に改善を図ってまいります。

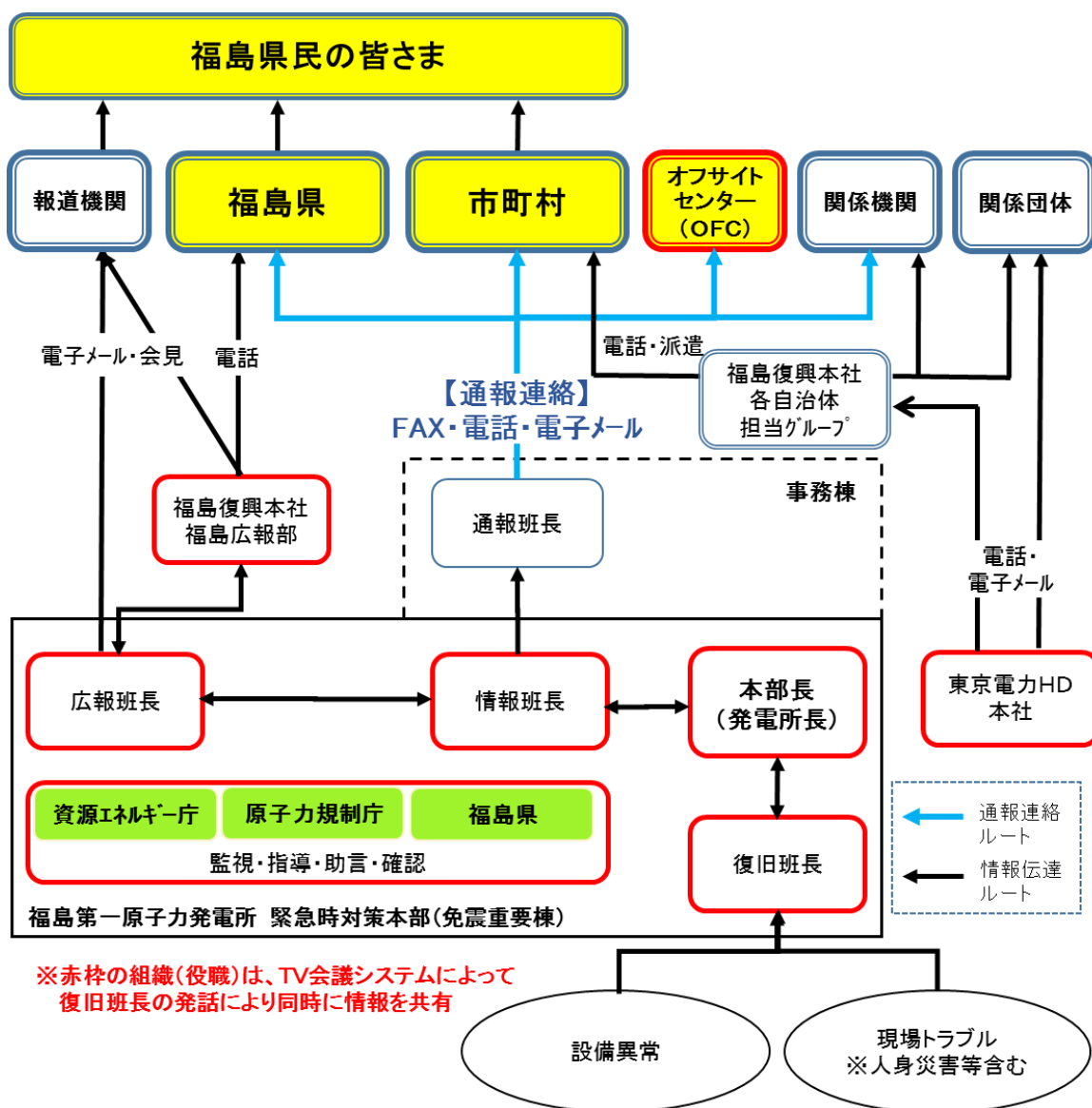


図1 通報連絡の具体的な流れ

図1に、通報連絡の具体的な流れを示します。

福島第一の現場や集中監視室における各設備の異常やトラブルの情報は、免震重要棟の緊急時対策本部内の復旧班長に直接連絡が入ります。連絡を受けた復旧班長はTV会議システムで速やかに本部長（発電所長）および東京電力ホールディングス本社（以下、本社）を含めた社内へ共有し、情報を受けた各班長が通報基準に則りそれぞれ社内外関係箇所へ連絡します。福島県および自治体の皆さまには通報班から速やかに通報（FAX送信、電話によるFAX着信確認連絡に加えて、電子メールを発信）します。なお、発見者が復旧班長へ迅速かつ直接連絡を入れてもらうために、現場各所に連絡先を示した掲示を行うなど、日頃から発電所で働く作業員の方々にも広く周知・依頼し、発電所一体となった通報連絡に努めております。

また、通報基準でも定めている通り、自治体の皆さまへは通報対象事象の発生確認後、概ね30分程度以内を目標に通報連絡する（情報が伝わる）よう努めているところです。また、福島県に対してはTV会議システムでの情報共有がなされた時点で、当社福島復興本社福島広報部より直接電話連絡を行い、速やかに情報共有させていただいております。加えて、報道機関の方々に対しても同様に、通報基準に則り、会見や電子メール等により情報提供をしております。

これら通報基準に基づく対応に加え、福島原子力事故後、自治体の皆さまとより密に情報共有をさせていただくため、福島復興本社内に各市町村の対応グループを設置し、体制整備を図っております。今後も日々の福島第一の状況に限らず、本社や福島復興本社、福島第二原子力発電所等の情報もタイムリーに提供させていただくとともに、いただいたご質問やご意見にもしっかりと対応していく所存です。また、福島第一の廃炉作業に関するトラブルや主たる作業の内容などの重要な情報については、各市町村の対応グループがご説明に伺うとともに、適宜、福島第一や本社からもご説明に伺わせていただいております。

一方、福島原子力事故以降、福島第一では原子力規制庁、資源エネルギー庁、福島県職員の方々にも免震重要棟の緊急時対策本部内において、日々行われている廃炉作業の進捗状況を直接ご確認いただいております。具体的には、免震重要棟内での会議やテレビ会議システムによる情報のやりとりの状況の傍聴、設備の運転パラメータの確認、作業現場でのパトロール等により、日々、福島第一の状況を把握されています。その際にいただく指摘事項を当社が現場の安全、通報連絡の改善などに反映していく仕組みも定着しております。

加えて、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下、廃炉協）」の皆さまにもこの5年間で30回にわたり、福島第一の廃炉に関する取り組み状況を適時、現地にてご確認いただき、都度貴重なご示唆をいただいております。

このように福島第一で廃炉作業に伴い発生するトラブル等の情報について、通報基準で明確化することや各自治体対応グループから直接ご説明させていただくこと、また、当社の日々の活動状況について、駐在される方々が直接第三者の目でご確認いただくことなどを通じて、福島県および自治体の皆さまや報道機関の方々に対して迅速かつ正確に情報が伝わる仕組みとしております。また、福島原子力事故やその後の汚染水漏えい等の影響調査のために測定している環境データにつきましても、福島第一構内で測定・分析した全ての放射線データを対象としてホームページ上に公開しています。

今後も皆さまからいただくご意見などをふまえ、事実を迅速かつ正確にわかりやすくお伝えできるよう、引き続き積極的に改善を図ってまいります。

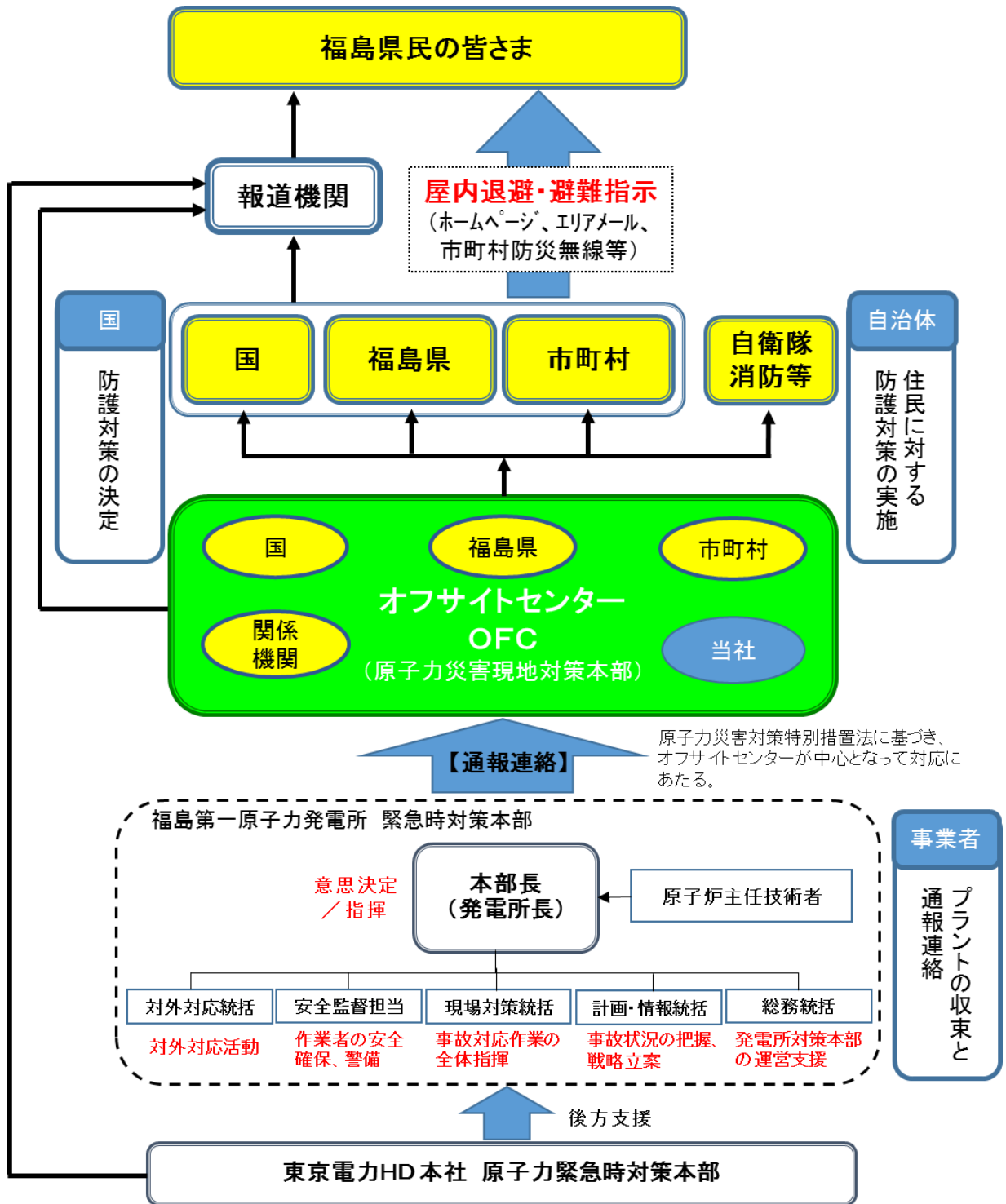


図2：原子力防災体制図

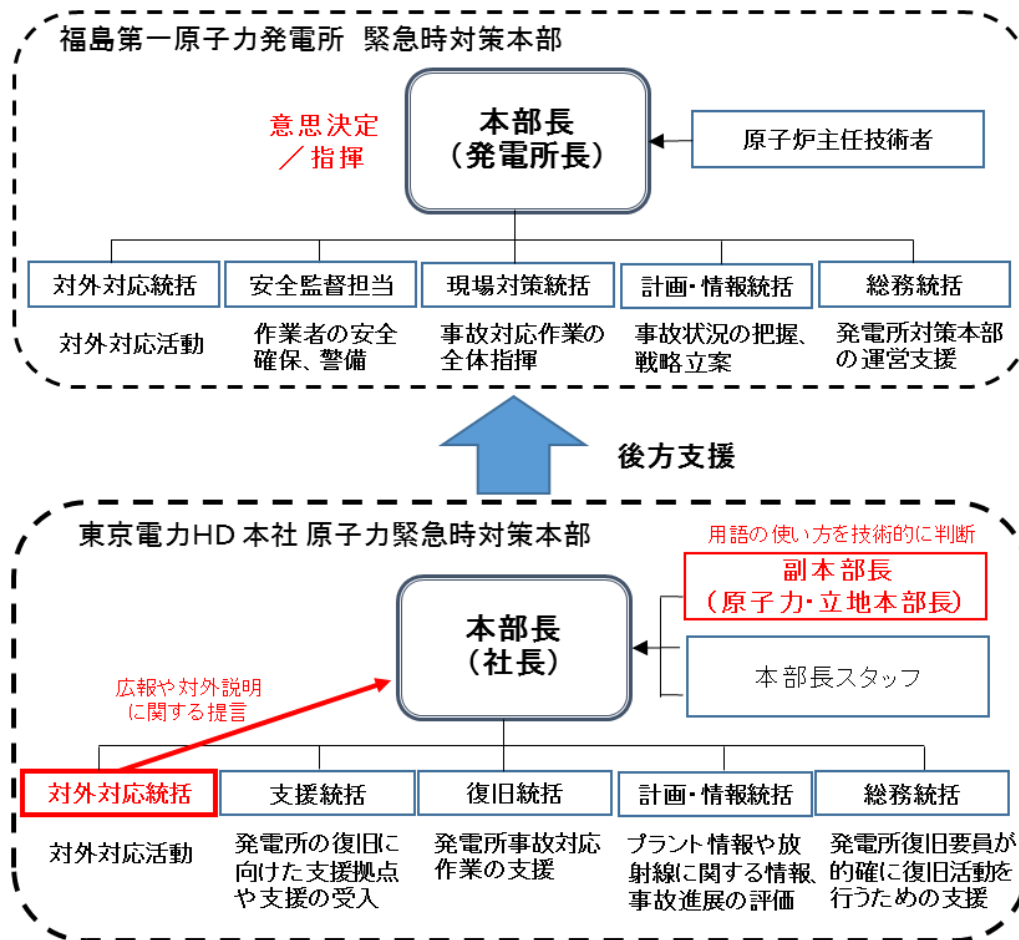


図3：当社緊急時対策本部組織図

図2に緊急事態が発生した場合の当社、県・自治体、国の体制を、図3に当社発電所と本社の緊急時対策本部内の組織と役割を示します。

緊急事態が発生した場合も、図1で示す通報連絡の流れは同じですが、原災法に基づき、現地にオフサイトセンター（以下、OFC）が立ち上がり、国、自治体、関係機関、当社が参集して、一体となって対応に当たります（図2）。また、発電所側の緊急時対策本部の事故収束活動を後方支援するため、本社側にも速やかに原子力緊急時対策本部の体制を構築します。この体制において、当社は国・自治体へ通報連絡を行い、国は通報連絡を受けて避難等に関する判断を行い、県・自治体が住民の皆さまに避難等の指示を行うというそれぞれの役割分担が明確化されています。

その上で、原災法に基づき国や県・自治体へ提出している原子力事業者防災業務計画（添付資料－2参照）で、緊急事態に相当する事象が発生した際に当社が一刻も早く状態を判断し通報できるよう、通報すべき内容や事象の重要度に応じた通報連絡の様式を明確に定め、緊急時対応に使用を義務づけている社内マニュアルにもこの内容を反映しております。

当社は福島原子力事故の際、当社が発電所の指揮命令系統を混乱させた点や迅速かつ正確な情報収集や通報・報告が図れなかった点を深く反省し、発電所が事故収束活動における意思決定の主体であること、当社は発電所の後方支援を行うことを明確に決めました。具体的には、当社の原子力緊急時対策本部の機能として、①発電所への資機材や人員の支援、中長期の復旧計画の立案など、発電所の事故収束活動を中長期的に支援すること、②住民の皆さまの避難を含めた自治体の防護活動を支援すること、③関係官庁・マスコミ・自治体・OFC等への情報提供等の対外対応を行うこと、を明確にし発電所の緊急時対策本部が事故収束活動に専念できる体制としています。

このような役割分担のもと、当社原子力緊急時対策本部が行う緊急時の対外対応において、事故の進展状況を正確に把握しながら、どの用語を使用してどのように説明するか、技術的判断が必要な場合が想定されるため、この責任は原子力・立地本部長が担います。そこに対外対応を意識しての課題認識を適宜フィードバックしながら、会社としての対外対応方針を決定していく仕組みを構築しました。その上で、対外対応統括の役割として、社長に対し社会目線での情報発信を直接提言することを明確に決めました(図3)。

なお、緊急時における当社と福島第一のテレビ会議の状況については、既に映像・音声、発話内容の記録が行われるようになっております。これに加えて、今後緊急事態が発生した際には、福島事故後に整備した国とOFC、当社を緊急時に接続するシステムでも、国、OFC、当社の間で情報連絡を行う会話など事態の経過の検証が可能となるよう適切に記録してまいります。

これらの緊急時の通報連絡について定めた内容を確実に実践すべく、事故収束対応に従事する緊急時対策要員の力量向上や組織間の連携強化を目指して緊急時対策要員に対し定期的にマニュアルの研修や理解度の確認、通報連絡・緊急時対策訓練を反復して実施しています。また、日々実務として行っている設備状況やサンプリングデータ、警戒事象に至らないトラブル等の通報連絡とは別に、原子力事業者防災業務計画に基づく訓練を年に1回、発電所単独の総合訓練を別に3回実施しています。また、福島県主催の防災訓練(年1回)や福島県主催の通信連絡訓練(年4回)に参加し、福島県及び関係自治体等へ通報連絡(ファクシミリ送信、電話等による連絡)を実施しております。

これらの訓練を通じて得た課題や外部からの厳しい要請を想定した訓練を通じて、迅速かつ正確に通報連絡が行えるよう引き続き改善を図ってまいります。

当社は、二度と過酷事故を起こさないという決意のもと、2013年3月に「原子力安全改革プラン」を策定し、経営層および組織全体の安全意識向上、安全文化の組織全体への浸透、地元の皆さまとのリスクコミュニケーションの充実、緊急時対応力の強化などを、福島県の皆さまをはじめとする社会に対してお約束しました。

図3の緊急時対策本部の体制は、原子力安全改革プランに基づく対策の一つとして緊急時の体制にICS(Incident Command System)の考え方を導入したも

のです。この体制は指揮命令系統の明確化や情報共有の効率化の観点から、今後も継続的に改善を図ってまいります。

また、2013年5月には、経営層への監視・支援強化を目的とした「原子力安全監視室」を設置しました。この原子力安全監視室は、原子力安全の監視義務を負う取締役会の意思決定を補佐するため、社長および原子力部門の原子力安全に関する取り組みを常時監視し、直接、取締役会へ評価結果を報告する権限を有しています。原子力安全監視室は、原子力安全の更なる向上に向け、緊急時の事故対応体制や事故対応手順、総合防災訓練の実施状況等を継続的に監視し、事故対応の実効性を確認・検証するとともに、住民避難等に必要情報の発信が滞ることがないように、今後も社長及び原子力部門に対して監視・助言を行ってまいります。

(2) 情報発信のさらなる強化・向上に向けて

福島原子力事故以降、今日に至る5年以上の間、確実な通報連絡の実施に向けて、福島県をはじめとする自治体の皆さまからも多くのご意見やご協力をいただきながら、現在の仕組み・体制などを構築してまいりました。

また、福島第一では情報を迅速かつ正確にお伝えすることが今後も長期に亘って継続してできるよう、本年1月に敷地境界のダストモニタ警報が発生した際の初動対応の遅れに伴う通報遅れのような反省すべき事例を整理、活用することを進めております。反省事項の共有を定期的に行い、担当者が替わっても仕組みが確実に機能し、「通報連絡の重要性」を忘れることのないよう徹底してまいります。

一方、地域の皆さまの窓口となる自治体だけでなく、福島第一の周辺で復興作業に取り組む方々や発電所周辺を車両で通行する方々にも安心して現地に入ってもらえるよう、発電所の工事情報や発電所内に設置したライブカメラによる映像等を、スマートフォンを介して配信できるようにするなど、情報提供の範囲や方法を拡大していくことも行っております。(図4)

<情報配信イメージ>

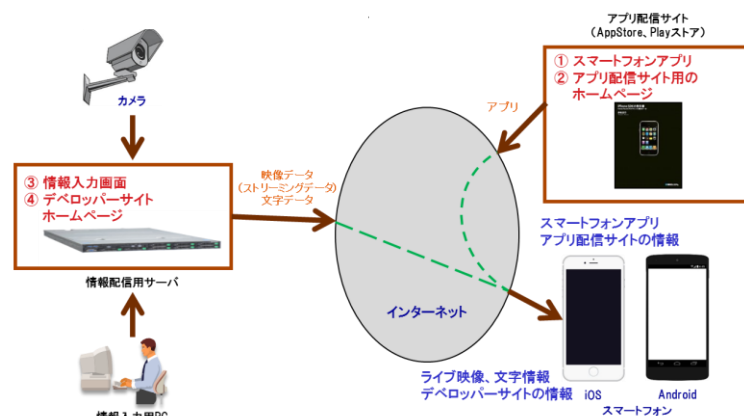


図4：スマートフォンを活用した情報配信のイメージ

今後も、福島県の皆さま、また広く社会の皆さまに、ご不安、ご心配をおかけすることがないように、確実な通報連絡に努め、引き続き、事実を迅速かつ正確にお伝えできるよう徹底してまいります。

2. 廃炉を安全に進めていくために福島県民の皆さまへお伝えすること

(1) これまでの実施状況

当社福島第一の廃炉作業の取り組み状況を、福島県主催の廃炉協（写真1）や「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議（以下、県民会議）」（写真2）、国の廃炉・汚染水対策本部主催による「福島評議会」等のお場で伝えてまいりました。また、当社の定例会見や福島県政記者クラブでのブリーフィング、当社ホームページ、さらには福島県をはじめとした自治体の皆さまからのご要請に応じた個別説明など、様々な機会を通じて、福島第一の現況や発生したトラブルの状況、将来の作業に関するリスクやリスクを踏まえた作業手順などについてご説明させていただいております。



写真1：廃炉協による雑固体廃棄物焼却設備
の現地確認（2016年2月）



写真2：県民会議（2016年4月）

このような場を通じていただいた皆さまのご意見を、情報提供の内容や工事の進め方に反映してきた例として、1号機の燃料取り出しに向けた原子炉建屋カバーの解体工事があります。

この工事の開始に際し、当社は工事開始前の2014年7月17日の廃炉協をはじめ、県民会議の場などで作業内容、工事工程、作業に伴う放射性物質（以下、ダスト）の飛散リスクと飛散抑制対策、皆さまへ提供する情報や伝達手段などのご説明をさせていただき、皆さまからご懸念やご不安などを含めて、様々なご意見をいただきながら対話を進めてまいりました。

これらのご意見を、作業手順やダスト飛散抑制対策、監視体制の強化、通報連絡内容の見直し等に反映し、工事を進めさせていただいております。

具体的には、

- ・ 工事開始時期の変更
- ・ 構内ダストモニタの増設等、放射性物質濃度監視体制の強化
- ・ ダストモニタで警報が発生した場合の通報連絡内容や方法の明確化

- ・国・県と連携した自治体を通じた情報提供の仕組みの構築
- ・ホームページでの作業工程や日々の作業状況のお知らせ
- ・大物搬入口の養生など飛散抑制対策の追加
- ・動画による飛散抑制対策や作業進捗状況の説明
- ・敷地境界ダストモニタデータのホームページ公開（図5）
- ・個別自治体への住民説明会（写真3）

等に、皆さまのご意見を反映させていただいております。

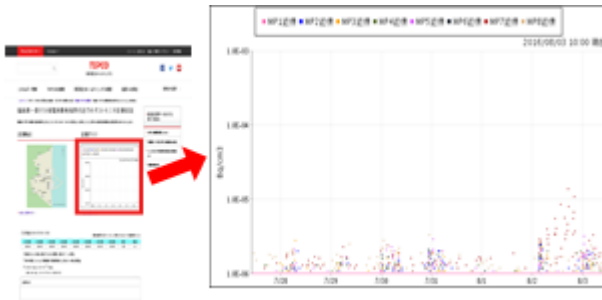


図5：敷地境界ダストモニタのデータ
（当社ホームページ）



写真3：広野町での住民説明会

皆さまのご意見にお応えしながら進めたことで、工事の開始時期は当初の予定よりも後ろ倒しとなりましたが、2014年10月に開始した事前調査を含め、2015年7月28日の1枚目の屋根パネル取外し開始から現在に至るまで、ダストを飛散させることなく作業を進めることができております。

本年9月13日からは壁パネルの取外し作業を開始しております。今後も作業の節目毎に次のステップの作業内容をご説明し、安全に作業を進めてまいります。1号機原子炉建屋カバー解体工事以外にも、フランジタンク解体工事（写真4）や3号機原子炉建屋上部除染・遮へい工事で、引き続き想定されるリスクやその備えについてご説明し、その際にいただいたご意見をふまえて工事へ反映しております。

また、本年2月に運転を開始した雑固体廃棄物焼却設備についても廃炉協や県民会議でのご意見をふまえて、排気筒モニタのデータをリアルタイム公開（図6）するなど、情報公開の面でも充実を図っております。



写真4：フランジタンク解体工事



図6：雑固体廃棄物焼却設備排気筒データ
（当社ホームページ）

今後も引き続き、課題があれば一旦立ち止まり、想定されるリスクなどを丁寧にご説明しながら作業を安全かつ慎重、着実に進めてまいります。

(2) さらにご理解をいただくために

今後の廃炉作業では、2号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた原子炉建屋上部解体、1号機から3号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリの取り出しなど、廃炉を進める上で極めて重要な作業を控えております。これらの作業でどのようなリスクが想定されるのか、そのリスクにどう対応するのか、具体的な作業内容や手順も含め、廃炉協や県民会議などの場で丁寧にご説明しながら進めてまいります。

また、これらの会議体において、当社はこれまでの求めに応じてご説明する姿勢を反省し、積極的に当社側から説明をさせていただくように努めております。今後、このような機会をさらに増やすとともに、積極的に活用させていただき、廃炉作業におけるリスクとその対策をしっかりとお伝えすることで、少しでも皆さまのご懸念やご不安を払拭できるよう努めてまいります。

本年4月に開催された廃炉国際フォーラムでは、多くの出席者から、廃炉の円滑な実施に向けては、地域住民とのコミュニケーションが重要とのご意見がありました。福島復興は、国と事業者だけでなく、県、自治体、住民の皆さまも交えて対話をしながら、廃炉作業を進めていくことが極めて重要と考えております。

今後も、皆さまとの対話の中でいただくご意見を真摯に受け止めて、現場作業の安全対策や作業手順、情報提供などへ反映し、ご不安、ご心配をおかけすることのないよう、安全・着実に廃炉作業を進めてまいります。

3. 今後に向けて

今後、長期間にわたり、当社が廃炉を進めていく上で、福島県民の皆さまならびに福島第一の現場で働く方々の安全・安心が最も重要と考えております。そのため、今後とも福島第一を安心して作業に取り組める安定した現場へと改善していくとともに、情報公開・情報発信に関する取り組みを継続し、福島県民の皆さまに現場で発生している事実を、迅速かつ正確にお伝えしてまいります。

当社は、引き続き、安全・着実に福島第一の廃炉に責任をもって取り組んでまいります。

以上

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

<委員>
●直ちに緊急記者会見を開催
●直近の定例委員・レクにて説明
○直近の定例委員・レクにて説明

自治体との通報連絡協定	運用上の留意点	対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法	
			要否	タイミング	日時	公表区分		
<p>自治体との通報連絡協定</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項および第15条第1項に規定する事故が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する</p> <p>(2) 核燃料(濃縮燃料を含む)の冷却機能(原子炉注水を含む)が停止したとき。</p>	<p>全号機を対象として、警報設備の目録、炉注水設備および使用済燃料プール冷却系等の使用済燃料プール冷却機能の起動に予備機を起動し、規定とおりに予備機の起動により冷却機能を回復した場合などは対象外とする。</p> <p>なお、不具合発生のため、点検等が必要な場合においては、事前に停止計画に基づいて、事前に停止計画を、事後に連絡する。</p>	<p>原子炉注水システム</p> <p>原子炉自動停止</p> <p>炉注流量変動</p> <p>炉注流量変動</p> <p>炉注流量変動</p> <p>炉注流量変動</p> <p>炉注流量変動</p>	<p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p>	<p>タイムリング</p>	
	<p>原発法第10条および第15条通報第25条報告</p>	<p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>●発生直後30分以内を自安に通報 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p>			

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

自治体との通報連絡協定		運用上の留意点		通報連絡要綱		調査設備		トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法	
通報連絡要綱	自治体との通報連絡協定	運用上の留意点	調査設備	トラブル・事故等分類	トラブル	調査	タイミング	日線&1F状況	委員説明	公表区分	公表方法	日線&1F状況	公表区分
			使用済燃料プール冷却システム(4号機)	漏水 スキマセンサータンク等水位変動	トラブル	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	C
			5・6号機原子炉冷却設備	ポンプ等自動停止 ポンプ等再起動・停止	トラブル 操作	○ ×	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○ -	- -	- -	- -	- -	D その他
				ポンプ等自動停止	トラブル	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	B
				ポンプ等再起動・停止	操作	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	C
				ポンプ等再起動・停止	操作	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	E
(3) 原子炉格納容器内への窒素ガス注入装置停止したとき。	福島第一原子力発電所1〜3号機を対象とする。なお、不具合が原因となる場合は、事前連絡が必要となる。また、事故発生時は、事前連絡を要する。		窒素ガス注入装置	窒素ガス分継装置(PSA)自動停止	トラブル	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	A
				窒素ガス分継装置(PSA)自動停止	操作	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	B
				窒素ガス分継装置(PSA)自動停止	操作	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	C
				窒素ガス分継装置(PSA)自動停止	操作	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	E
				窒素ガス分継装置(PSA)自動停止	操作	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	その他
				窒素ガス分継装置(PSA)自動停止	操作	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	C
				窒素ガス分継装置(PSA)自動停止	操作	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	● 発生確認後30分以内を目安に通報 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時 ● 緊急対応実施後(実施した場合は) 翌日時	○	○	○	E

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

自治体との通報連絡協定		通報連絡要綱		対象設備		トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法	
通報連絡要綱	自治体との通報連絡協定	対象設備	トラブル・事故等分類	発生	タイムミング	メール	日報&1F状況	委員説明	公表区分	タイムミング	公表方法
(4) モニタリングホストにおいて、放射線計測値が規定値(14.3条)に定まる再臨界の判断基準(ハックアラウンドの平均値から2マイクログラム/リットル/時)の増加)を認める上昇が検出されたときとする。	福島第一原子力発電所において、保安規定第14.3条に定める再臨界の判断基準(ハックアラウンドの平均値から2マイクログラム/リットル/時)の増加)を認める上昇が検出されたときとする。	外部への放射性物質放出影響	放射線計測値検出に影響を認める	放射線計測値検出に影響を認める	モニタリングホストまたは可搬型モニタリングホストの異常な上昇があった場合(バックグラウンド平均2マイクログラム/リットル/時を目安とする)	○	○	○	A	●通報後30分以内を目安に一声メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができた後、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレスฯを用意	
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	エリカモニタの異常な上昇があった場合(過去の起動範囲から検出した場合)	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一声メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	モニタリングホストにおいて20mg/hを認める変動があり、ダストモニタの指示等を確認した結果異常な放出が認められた場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一声メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	敷地境界付近のダストモニタで警報が発生した場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一声メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●1号機建屋カバ作業日報に記載	
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	福内ダストモニタ(原子炉建屋近傍含む)で高警報が発生した場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一声メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●1号機建屋カバ作業日報に記載	
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	警報が発生したが、30分以内に誤警報の確認が出来た場合	×	-	-	その他		
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	福内ダストモニタ(原子炉建屋近傍含む)で高警報が発生した場合	○	-	-	その他	●1号機建屋カバ作業日報に記載	
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	オハロ上のダストモニタで高警報が発生した場合	○	-	-	その他	●1号機建屋カバ作業日報に記載	
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	オハロ上のダストモニタで作業時の警報を認める。作業中止及び放射線計測値の異常な上昇があった場合	○	-	-	その他	●1号機建屋カバ作業日報に記載	
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	警報が発生したが、30分以内に誤警報の確認が出来た場合	×	-	-	その他		
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	解体・切断作業時におけるダスト測定で警報を認める。作業中止及び仮設除染の設置という緊急処置を行った場合	○	-	-	その他		
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	各種サンプリングにおいて、以下2つの事象が前方発生した場合 ①過去の変動傾向、至近のサンプリング値等と比較して、異常な変動がある場合 ②当該サンプリング等での前回の値と比較して、異常な変動が無い場合、告示濃度限度以下の場合 等	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一声メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク開催日には臨時委員会・レクの開催も検討	
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	各種サンプリングにおいて、以下の2つの事象が前方発生した場合 ①過去の変動傾向、至近のサンプリング値等と比較して、異常な変動がある場合 ②当該サンプリング等での前回の値と比較して、異常な変動が無い場合、告示濃度限度以下の場合 等	○	-	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明	
		外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を認める	放射性物質放出に影響を認める	各種サンプリング値の測定結果(有無な変動、[過去の値を大きく上回る場合]等)がなく、蒸気への汚染の影響がない場合(地下水サンプリング含む)	○	-	-	その他	●林線日を含み午前10時および午後5時30分を目途にまとめてホームページ掲載	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

自治体との通報連絡協定		通報連絡要綱		自治体との通報連絡協定		運用上の留意点	
通報連絡要綱	自治体との通報連絡協定	通報連絡要綱	自治体との通報連絡協定	通報連絡要綱	自治体との通報連絡協定	通報連絡要綱	自治体との通報連絡協定
<p>（8）非常用炉心冷却装置が作動したとき、又は起動信号が発信したときを含む。また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。</p> <p>（9）原子炉内で異物を発見したとき。</p>	<p>（8）非常用炉心冷却装置が作動したとき、又は起動信号が発信したときを含む。また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。</p> <p>（9）原子炉内で異物を発見したとき。</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>調査設備</p> <p>原子炉格納容器 炉内温度計 炉内湿度計 炉内気圧計 炉内放射線計 炉内ガス成分計 炉内酸素濃度計 炉内水素濃度計 炉内窒素濃度計 炉内酸素濃度計 炉内水素濃度計 炉内窒素濃度計</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>
<p>（8）非常用炉心冷却装置が作動したとき、又は起動信号が発信したときを含む。また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。</p> <p>（9）原子炉内で異物を発見したとき。</p>	<p>（8）非常用炉心冷却装置が作動したとき、又は起動信号が発信したときを含む。また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。</p> <p>（9）原子炉内で異物を発見したとき。</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>調査設備</p> <p>原子炉格納容器 炉内温度計 炉内湿度計 炉内気圧計 炉内放射線計 炉内ガス成分計 炉内酸素濃度計 炉内水素濃度計 炉内窒素濃度計 炉内酸素濃度計 炉内水素濃度計 炉内窒素濃度計</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>
<p>（8）非常用炉心冷却装置が作動したとき、又は起動信号が発信したときを含む。また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。</p> <p>（9）原子炉内で異物を発見したとき。</p>	<p>（8）非常用炉心冷却装置が作動したとき、又は起動信号が発信したときを含む。また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。</p> <p>（9）原子炉内で異物を発見したとき。</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>調査設備</p> <p>原子炉格納容器 炉内温度計 炉内湿度計 炉内気圧計 炉内放射線計 炉内ガス成分計 炉内酸素濃度計 炉内水素濃度計 炉内窒素濃度計 炉内酸素濃度計 炉内水素濃度計 炉内窒素濃度計</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>	<p>異常な温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p> <p>炉内温度上昇</p>

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

通報連絡要綱	自治体との連絡連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準					公表方法			
	運用上の留意点	運用上の留意点		トラブル	事故等分類	発告	タイムミング	メール	日報&1F状況	委員説明	公表区分	タイムミング		
(15) 原子炉施設に 関し人の障害（放射線 以外の障害であつて軽 微なものを除く。）が 発生し、又は発生す るおそれがあるとき。 (16) 前各号のほか発電 所敷地内で起きた事故 であつて周辺住民に不 安を与えおそれがあ るとき。	人の障害とは、放射線による 障害およびそれ以外の事故等 による障害をさすものとし、 医師等により休業の必要があ ると判断された場合、又は、 当日中に医師の診断結果が得 られない場合は連絡する。 発電所敷地内では起きた事故 であつて救急車を要請した場 合、ドクターヘリが発電所内 に着陸する場合等。	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	作業に起因するけ が、熱中症の発生 が、原因不明、心 肺停止等）が発生した場合 作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死に、重傷者以外が作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場 合 作業に起因する負傷等で救急車等へ搬送 し搬送行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を要する）、または集団感染の発生など作業 に影響が出る場合 死に、重傷者（意識不明、心臓停止等）が發 生した場合 その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のち のを要す）	
(17) その他必要と 認められる事項	① 原子力発電所で大きな地 震を感じたとき(地震観測地点 の「大熊町新山」「大熊町下野 上」「大熊町野上」「富岡町 本町」「大熊町北田」のいず れかで震度4以上を自安とす る)。 ② 隣り合う2局以上のモニタ リングポストにおいて、2時 間以上の欠測が生じたとき 等。(1.12) 参照 ③ 機器の故障や誤操作等に より原子炉施設保安規定に定 める運転上の制限からの逸脱 が生じたとき。	異常状況 (地震、電巻 等)	地震 電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等	電巻/異常/凍結等 凍結等

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

自治体との通報連絡協定	運用上の留意点		対象設備		トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法				
	通報連絡要綱		設備停止	トラブル	トラブル	トラブル	緊急	タイムミング	メール	日報&1F状況	委員説明	公表区分	タイムミング
		炉心冷却水壁	設備停止	トラブル	プラントの大規模な不具合、事故ボンプ停止などのトラブルにより、炉心冷却水の運用を停止する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○		○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直江の定例会見・レクにて説明
		強酸性廃棄物処理設備	設備停止	トラブル	排水のモニタリング結果、異常が認められ停止した場合 設備の異常やトラブル等により、凝固体廃棄物処理設備を非常停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●緊急加圧装置の故障、異常時通報 ●異常処理要請後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直江の定例会見・レクにて説明
					設備の異常やトラブル等により、凝固体廃棄物処理設備を非常停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●復旧時	-	○	○	○	D	●直江の定例会見・レクにて説明
					設備の異常やトラブル等により、凝固体廃棄物処理設備の運用停止期間が長期に至る場合、及び長期に至る可能性がある場合	○	●運用停止期間が長期に至るもの（可能性含む） ●復旧時	-	○	○	○	D	●直江の定例会見・レクにて説明

※「通報基準・公表方法」はあくまでも目安であり、上記以外の事故・トラブルが発生した場合は、通報・公表の要否は社会的関心の状況などを踏まえて柔軟に判断します。

※複合的なトラブル・事故が発生した場合は、原則、公表区分の高い方のタイムミングで通報・公表します。

※竜巻／落雷／津波等の規模・被害が大きくなる場合は、状況に応じて臨時会見・レクを開催します。

※委員とは本店における記者委員を指し、レクとは福島県政記者会における記者レクを指します。

※本資料における「通報」は、原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき連絡にて行います。

【更新履歴】

- 2013年9月17日施行
- 2014年2月20日更新
- 2015年5月12日更新
- 2015年10月5日更新
- 2016年2月1日更新

福島第一原子力発電所
原子力事業者防災業務計画
(抜粋)

平成28年4月

東京電力ホールディングス株式会社

第4章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

(1) 原子力防災管理者は、発電所における別表2-2の事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式7-2に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、直ちに一齐に送信する。別表2-2に定める事象を経ずに別表2-3に定める事象が発生した場合も同様に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

なお、原子力防災管理者は、発電所外（発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）に限る。）における別表2-2又は別表2-3に定める事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式7-3に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、直ちに一齐に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

(2) 原子力防災管理者は、発電所内の事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

なお、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び

市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

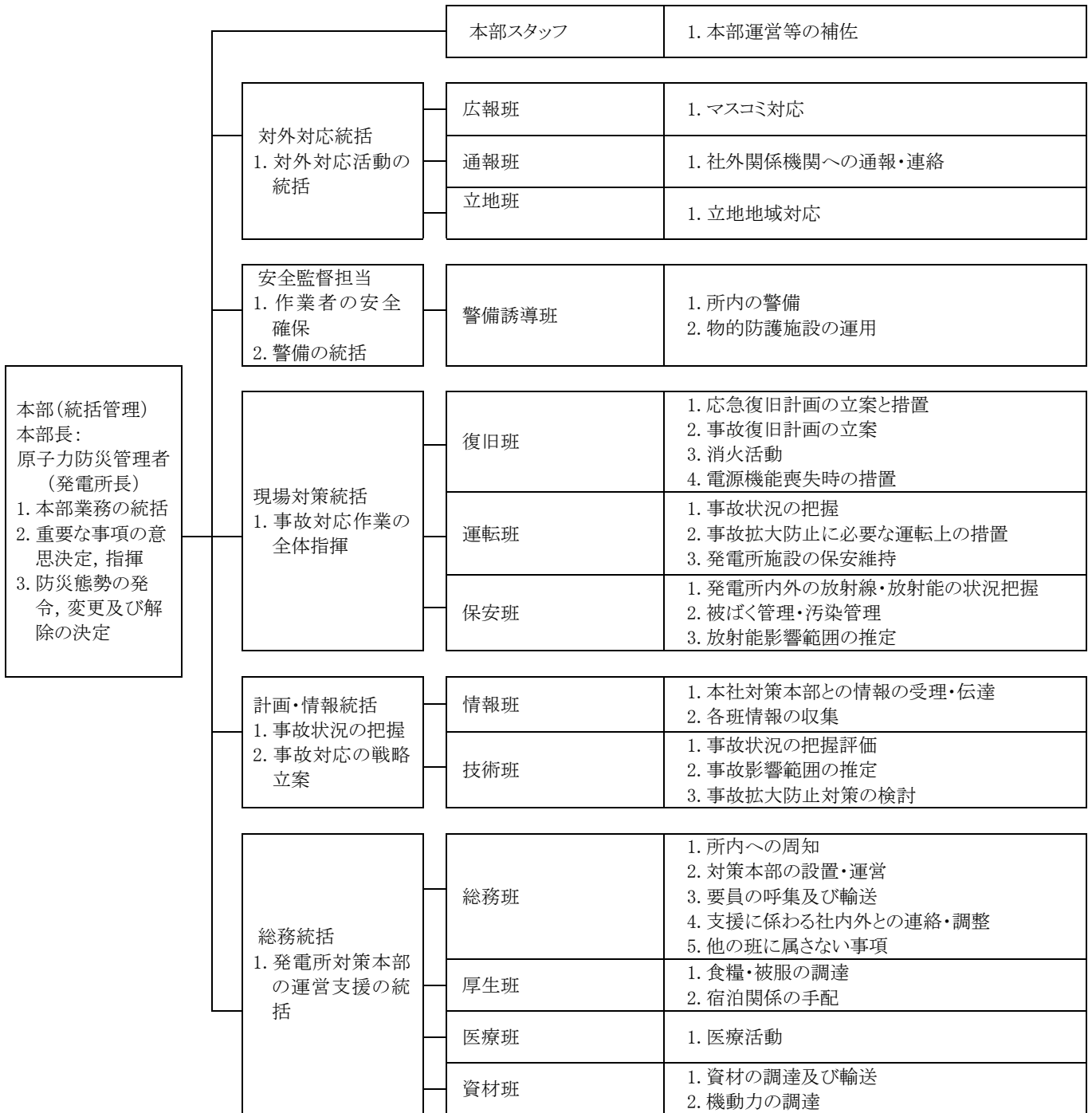
2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の通報を行った場合、この計画第2章第1節1.「態勢の区分」に基づき、緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、SPDSのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。
- (3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡する。
- (4) 社長は、本社原子力運営管理部長から発電所緊急時態勢の発令の連絡を受けたときは、本社に緊急時態勢を発令する。
- (5) 原子力防災管理者及び本社対策本部総務統括は、原子力防災要員等を非常召集する。
- (6) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり原子力災害対策活動を開始する。
- (7) 発電所対策本部長及び本社対策本部長は、緊急時態勢を発令した場合、緊急時対策所、本社非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターを接続する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、各統括及び担当に報告する。各統括及び担当は情報の取り纏めを行うとともに発電所対策本部長に報告する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
 - ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況

別図 2 - 1 発電所原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌



※組織にはICS(インシデントコマンドシステム)を取り入れており

- 1, 各階層における監督人員は3~7名以内
- 2, 指示・報告は自分の指揮命令系統のみ
- 3, 他命令系統からの指示は受け付けない
- 4, 組織は必要に応じ活動単位毎に拡大・縮小を行える

別図 2 - 2 本社原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌

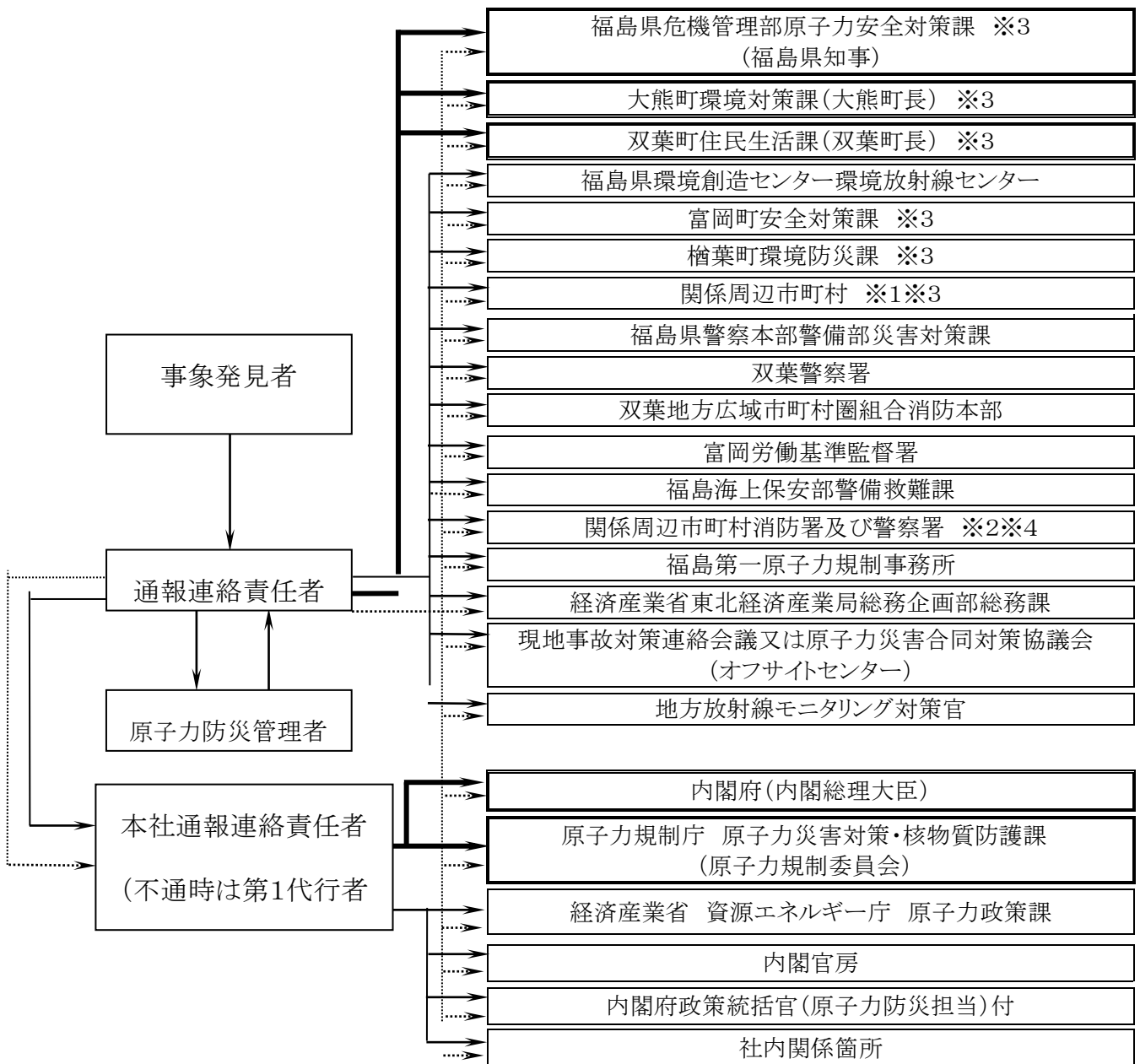
<p>本部(統括管理) 本部長:社長</p> <p>1. 発電所の重要な決定事項の確認</p> <p>2. 原子力規制委員, 原子力規制庁審議官等との間で重要な事項に関する協議, 意思決定</p>	<p>対外対応統括</p> <p>1. 対外対応活動の統括</p>	官庁連絡班	<p>1. 原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡</p> <p>2. 官庁への情報提供と質問対応</p>
		広報班	<p>1. 広報活動における全店統一方針と戦略の策定</p> <p>2. プレス対応(プレス文, QA作成含む)</p>
		立地班	<p>1. 発電所の立地地域対応の支援</p> <p>2. 自治体・OFCへの情報提供</p> <p>3. 自治体・OFCからの要望対応</p>
	<p>計画・情報統括</p> <p>1. プラント情報や放射線に関する情報, 事故進展評価などの統括</p>	保安班	<p>1. 放射性物質の放出量評価</p> <p>2. 周辺環境への影響の予測・評価</p> <p>3. 放射線管理用資機材の配備</p> <p>4. 発電所関係者の線量管理等の支援</p>
		計画班	<p>1. 事故状況の把握・進展評価</p> <p>2. 環境への影響評価</p> <p>3. 発電所の復旧計画の策定支援</p>
		情報班	<p>1. 事故状況, 対応状況の把握</p> <p>2. 本社対策本部内での情報共有・一元管理</p>
	<p>復旧統括</p> <p>1. 発電所事故対応作業の支援統括</p>	復旧班	<p>1. 発電所の復旧方法の検討・立案, 発電所への助言</p>
	<p>総務統括</p> <p>1. 発電所復旧要員の確に復旧活動を行うための支援を統括</p>	通信班	<p>1. 社内外関係箇所との通信手段の維持・確保</p>
		総務班	<p>1. 本社防災要員の非常召集</p> <p>2. 発電所復旧要員の職場環境の整備等</p> <p>3. 人員輸送手段の確保</p>
		厚生班	<p>1. 本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の手配</p> <p>2. 発電所復旧要員の食料・被服の調達支援, 宿泊の手配支援</p> <p>3. 現地医療体制整備支援</p>
		資材班	<p>1. 発電所の復旧活動に必要な資機材の調達, 適切な箇所への搬送</p>
	<p>支援統括</p> <p>1. 発電所の復旧に向けた支援拠点や支援の受入の統括</p>	後方支援拠点班	<p>1. 原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営</p> <p>2. 同拠点における社外関係機関(自衛隊, 消防, 警察等)との情報連絡</p>
支援受入調整班		<p>1. 官庁(自衛隊, 消防, 警察等)への支援要請, 調整の窓口</p>	
電力支援受入班		<p>1. 事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整</p> <p>2. 原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整</p>	

※組織にはICS(インシデントコマンドシステム)を取り入れており

- 1, 各階層における監督人員は3~7名以内
- 2, 指示・報告は自分の指揮命令系統のみ
- 3, 他命令系統からの指示は受け付けない
- 4, 組織は必要に応じ活動単位毎に拡大・縮小を行える

別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)

(1) 発電所内での事象発生時の通報経路



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- : ファクシミリによる送信
- : 電話等による連絡

※1: 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村
 ※2: いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部
 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部
 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部
 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署
 常磐消防署, 内郷消防署
 ※3: ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣
 ※4: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(1/11)

対象号機は略称内に()で示す。

EAL番号	SE01	BWR
EAL略称	敷地境界付近の放射線量の上昇	
EAL	<p>(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合</p> <p>(b)当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>(c)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合</p> <p>(2)放射線測定設備のすべてについて$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が$1\mu\text{Sv/h}$以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$以上のものとなっているとき。ただし、次に該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合</p>	
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ここでいう「放射線測定設備」とは、原子力事業者防災業務計画別図により配置された放射線測定設備をいう。 ・(1)項の「単位時間(2分以内に限る。)」を放射線測定設備のデジタル値で確認する場合は、そのデジタル値の間隔(2分以内)を指定できるものとする。 ・(1)(a)項の「検出された数値に異常が認められない」とは、放射線測定設備において、検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出したときに速やかに原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合とする。 ・(1)(a)項の「原子力規制委員会へ報告した場合」とは、これらモニタ等に異常がないことを確認した場合において、以下の事項について、原子力規制委員会へ電話で連絡した場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> a. プラントがSE, GEの状態ではないこと。 b. 通報事象等規則第3条の2により、報告するものであること。 c. 放射線測定設備の指示上昇の原因はプラント由来のものではないこと d. 特定事象の通報は実施しないこと。 ・(2)項の$1\mu\text{Sv/h}$以上である場合において、原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合も検出されなかったものとみなす。 ・「最近三か月に検出された放射線量の平均値」は晴天・雨天を問わず至近三か月間の平均値を算出して設定する。 	
規制庁解説	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量(3ヶ月平均)+毎時5マイクロシーベルト』とする。</p>	

特定事象発生通報（原子炉施設）

平成 年 月 日		
内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿		
第 10 条 通 報	通報者名 連絡先	
特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき 通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2	
特定事象の発生箇所	福島第一原子力発電所 号機	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 （24 時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	SE01～06 放射線量等の検出 SE41 原子炉格納容器機能の異常 SE21 冷却材漏えい SE42 障壁の喪失 SE22 注水機能喪失 SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置使用 SE23 残留熱除去機能喪失 SE51 原子炉制御室等に関する異常 SE25, SE26 交流電源喪失 SE52 通信設備異常 SE27 直流電源喪失（部分喪失） SE53 火災又は溢水の発生 SE29 停止中原子炉に関する異常 SE55 外的な事象による影響 SE30 燃料プールに関する異常（5, 6 号機） SE31 燃料プールに関する異常（1～4 号機）
	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中， その他)
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，全制御棒全挿入） E C C S 系の作動状態 （要求信号／有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒放射線モニタの指示値（排気筒名：) 変化無し，変化有り（発生前の値 cps→最大値 cps） モニタリングポストの指示値 変化無し，変化有り （発生前の値 nGy/h→最大値 nGy/h, MPNo.) その他
その他特定事象の把握に参考となる情報		